

## 総務産業常任委員会記録

日 時 令和3年2月17日（水曜日）14時00分～16時35分  
場 所 羽幌町議会議場  
出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長  
ワザハバー 小寺議員、舟見議員、村田議員  
事務局 豊島局長、嶋元係長  
報 道 留萌新聞社、北海道新聞社

### 逢坂委員長

吹雪の中ご苦労さまでございました。ただいまから総務産業常任委員会を始めてまいりたいと思います。

本日の調査議題は、1点目の再生可能エネルギー発電設備について、2のその他、離島税制の延長について、IP電話の廃止について、この2点につきましては地域振興課の所管で説明をいただきたいと思います。その後3点目の商工業の現状についてと4点目の観光業の現状については、商工観光課のほうから説明をいただきたいというふうに考えております。大変タイトなスケジュールになろうかなというふうに思いますが、よろしく願いをしたいと思います。

それでは早速、地域振興課より説明をいただきまして、議事を進めていきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

まずは、地域振興課の清水課長、よろしく願いをいたします。

### 1 再生可能エネルギー発電設備について

説 明 員 地域振興課 清水課長、佐々木係長

清水課長 14:01～14:02

本日は、大変お忙しいところ説明の機会を設けていただきまして、ありがとうございます。1つ目の議件であります再生可能エネルギー発電設備につきまして、汐見から築別地区に立てられました小形風車をはじめ、市街地にも大規模なソーラーパネルが設置されるなどの状況を受けまして、昨年4月にガイドラインを制定いたしました。強制力を持つ条例でなければ制限できないということで条例制定の準備を進めており、何とか3月定例会で上程できるよう準備を進めている最中であり。概要につきましては

ガイドラインと大きく変わりありませんが、改めまして説明させていただきたいと思います。なお、条文はまだ出せる状態になっておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、担当の佐々木係長から説明させていただきます。

佐々木係長 14:02～14:18

それでは、私のほうから着席して説明させていただきたいと思います。

資料の再生可能エネルギー発電設備についてということで、1番の条例制定ですけれども、冒頭の挨拶にもありましたが、令和2年4月に羽幌町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関するガイドラインを制定しまして、発電事業者に対しまして基準の遵守を呼びかけてきました。しかしながら、ガイドラインでは強制力がなく、基準に反して小形風力発電設備が建設されるケースが多いことから、強制力のある条例を制定しまして、地域の環境保全、住民の安全で安心な生活環境の確保を図るということで、このたび条例のほうを制定したいということでございます。

2の町内の再生可能エネルギー発電設備の設置状況ということで、次のページに資料1—1ということで小形風力発電設備の設置状況を図面に落としております。令和2年の10月30日現在での状況でございます。当時で未稼働を含みまして45基、目視で確認した状況を図面に落としております。図面のうち白丸で囲っている部分につきましては、海岸からの距離の基準300メートルというのをクリアしてございまして、45基のうち11基というような状況になっております。資料のほうでいきますと、ガイドライン策定前に16基立っておりまして、そのうち違反は12基、策定後には29基立っておりまして、そのうち違反は22基ということになっております。(2)の太陽光発電設備につきましては、資料1—2の図面で赤く塗り潰している部分に設置されております。太陽光発電設備については、この1か所のみということになっております。

続いて、3の条例等の概要についてということで、資料2を御覧いただきたいと思います。資料2に沿って説明いたします。羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例案の概要ということで、1の目的としましては、羽幌町における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し必要な基準を条例で定めることにより、地域の環境保全を図り、もって住民の安全で安心な生活環境を確保することを目的とするということで、2番、対象設備及び主な用語の定義とありますけれども、これ以降、後から出てくる太字の部分が条例によって追加される部分でして、しばらくはガイドラインとほぼ変わっておりませんが、確認の意味で再度読み上げたいと思います。

2、対象設備及び主な用語の定義ということで、発電設備につきましては、電気事業

者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス及びその他の発電設備ということで、この中で特に風力発電については規模によりまして分類を分けております。アの大形風力発電設備につきましては、ロータの受風面積200平方メートル以上もしくは出力20キロワット以上、小形風力発電設備については、ロータの受風面積200平方メートル未満かつ出力20キロワット未満、マイクロ風力発電設備につきましては、ロータの受風面積3平方メートル未満かつ出力2キロワット未満ということで定義しております。

(2)、住宅等につきましては、住宅、商用店舗、事業所、こちらは常時無人の倉庫等は除くということと、学校等の文教施設、保健医療及び福祉施設ということで、(3)、近隣住民等につきましては、発電設備による影響を受ける区域の居住者及び利用者ということで、どのような影響かといいますと、アの騒音、低周波音、日照、光害、悪臭、ばい煙、水質汚濁、電波障害、災害等の影響、イの風力発電設備の支柱からの距離ということで、大形風車は300メートル以内、小形は200メートル以内、マイクロは100メートル以内、ウのバイオマス発電設備からの距離は300メートル以内と規定しております。

裏面に行きまして、3、設置場所、近隣住民等及び猛禽類に影響がなく、倒壊した場合においても他に被害が及ばない場所ということで、住宅等からの距離、大形は300メートル以上、小形も300メートル以上、マイクロは50メートル以上、バイオマス発電については300メートル以上、ただし、その下の段、住民から同意を得た場合は、大形、小形、バイオマスは200メートル以上、マイクロは50メートル未満、海岸からの距離につきましては、全高、高さが13メートル以上の設備は300メートル以上離してください、道路からの距離につきましては、発電設備の地上からの高さ、発電設備自体の高さと同じ高さの距離の分離してくださいということで、等倍以上というふうに記載しております。

4、設置基準につきましては、騒音は昼間6時から23時で55デシベル以下、夜間23時から6時で45デシベル以下、一過性の騒音を除いた30デシベル未満の区域につきましては発電設備の騒音が35デシベル以下ということで、以下の基準、低周波音につきましては環境省の参照値ということで規定されておりますので、このような形でグラフで表示しております。区分の日照、光害、悪臭、ばい煙、水質汚濁、電磁波、電波障害につきましては、近隣住民等及び動植物の生活環境に影響を与えないよう適切な措置を講じることとしております。災害につきましては、発電設備等の設置及び稼働により土砂災害を誘発させることのないようにすること、土砂災害特別警戒区域及び土石流危険渓流の想定氾濫区域及び流域には建設してはならないということにしております。強風などによる飛散で近隣住民等及び周辺環境に影響を与えないようにすること、文化財及び景観

等につきましては、地域の自然、歴史的文化財等に配慮し、配置、デザイン及び色彩等、周囲の景観と調和したものであることとしております。

5、届出につきましては、発電設備の設置等に係る計画の内容、説明会等の記録、発電事業の変更または中止、発電設備の設置、増設または改修工事の完了、発電事業の終了及び発電設備の撤去計画につきまして届出をしていただくということとしております。

6、こちらから条例により追加する部分が出てきております。実態調査、助言または指導まではガイドラインまでありました。勧告、命令につきまして条例で追加されております。条例で追加された部分のみ説明させていただきます。(3)、指導または助言を行っても、なお不適切な状態にあると認めるときは、当該事業者等に対し、必要な措置を取ることを勧告することができる。なお、必要な改善が行われたと認めるときは、その旨を当該勧告を受けた者に通知する。(4)、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置を取らなかったときは、その者に対し、期限を決めてその勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。ただし、緊急に是正することが必要と認めるときは、勧告の有無に関係なく、期限を決めて、不適切な状態を是正するために必要な措置を取るべきことを命ずることができる。なお、必要な改善が行われたと認めるときは、その旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

7、公表、命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができるものとする。(1)、命令に従わない事業者の名称及び所在地、(2)、命令に係る発電設備の所在地、(3)、命令の内容、(4)、その他、町長が必要と認める事項ということで追加されております。

次のページの8、関係機関との連携につきましては、ガイドラインと同様に、資源エネルギー庁、その他関係機関と必要な連携を図ることができることとしております。

9、報告及び検査、こちらからまた条例による追加となりますが、この条例を施行するために必要な限度において、事業者等に対し、発電設備の設置、管理及び運用に関し必要な報告を求めるほか、町職員に発電設備の敷地に入り、検査もしくは関係者に質問させることができる。こちらは身分証を携行させることを前提として考えております。

10、経過措置、この条例の施行の日前に設置され、または同日前に受けた電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定に係る再生可能エネルギー発電設備である小形風力発電設備については、3の設置場所の規定は、適用しないとしております。

条例のほうについては以上でございます。続きまして、次のページ、条例の施行規則につきまして引き続き説明させていただきます。こちらの概要につきましても、太字の部分で改めて今回追加する部分ということですので、1から4までは省略させていただきます。

きます。

5、公表ということで、裏のページを御覧ください。7ページです。(1)、公表の予定期間の初日の14日前までに、事業者等に対し命令違反事実公表予告書により公表を行う旨を予告する。(2)、公表の対象となる事業者等が意見を述べるに当たっては、公表予定期間の初日の3日前までに意見書により行う。(3)、公表を行うときは、命令違反事実公表通知書により公表を行う旨を事業者等に通知する。(4)、公表は、羽幌町公告式条例に規定する掲示場、広報紙、羽幌町のインターネットホームページ及びその他町長が必要と認める方法により行う。

6、立入検査等、(1)、立入検査等の日の5日前までに、事業者等に対して立入検査等実施通知書によりその旨を通知する。(2)、前(1)の通知は、事業者等を確認できないときまたは所在が判明しないときは、当該通知の内容を立入検査等の日の14日前までに告示する。(3)、立入検査を実施する職員の身分を示す証明書、立入検査員証を規定する。

概要につきましては以上となりまして、1枚目の資料の4番に戻ります。スケジュールとしましては、本日法規審査委員会を経ております。3月定例会で上程予定ということで、施行日は公布の日ということとしております。

5番の公表につきましては、公布後羽幌町ホームページに記載するほか、今のところ広報紙のほうでも内容についてお知らせしたいなということで考えております。

以上、再生可能エネルギー発電設備についての説明を終わります。

逢坂委員長

ありがとうございます。

ただいま担当課より再生可能エネルギー発電設備についての説明を受けました。主にガイドラインから条例制定ということで、4月から予定をされているようでございます。それについてこれから質疑等を受けたいと思いますので、よろしく願いをいたします。質問等あれば挙手にてよろしく願いをいたします。

何かございませんか。

— 主な協議内容等 (質疑) — 14:18~15:17

工藤委員 去年の3月27日にガイドラインについて委員会がありました。このとき既にガイドラインでは規制というか、罰則的なものが弱いということで、条例でないといけないというのは私も発言しておりますし、当時清水課

長からも町長からも条例にするのだという、そういうことがあると。しかしながら、ガイドラインということで進めているので、まずガイドラインを作った後条例のほうに進むのだということでありましたが、それから1年たっています。僕は遅いなという印象を持ちました。この間の作業的なことは、もっと早くするということはできなかったのでしょうか。

清水課長 おっしゃるとおり、遅いと言われれば弁解の余地もないのですけれども、いろんな業務を抱えながら、再生可能エネルギーの立っている状況とかも見ながら、自分たちの中では最大限急いでやったつもりだったのですけれども、そういうことであれば真摯に受け止めて、以降反省していききたいなというふうに思います。

工藤委員 3月の定例会に上程するという事ですから、上程されればいいなと思います。  
それから、1つ気になっているのは、風車なり再生可能エネルギーを設置して、営業している段階はいいのですけれども、その業者がやめるということになった場合、文章の中には撤去して元どおりにしてくださいという文言は一つもないのですけれども、その辺はなくていいのでしょうか。

逢坂委員長 3ページの5、届出の中で、発電事業の終了及び発電設備の撤去計画…  
…

工藤委員 すみません。見落としました。いいです。

磯野副委員長 工藤委員の関連だったのですけれども、仮に営業を終了するといったときは撤去しろということなののですけれども、当然法人なのでしょうけれども、法人自体がなくなってしまったときは誰に撤去しろと言うのですか。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:22～14:23)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

佐々木係長 お答えします。

その辺経済産業省のほうに確認をしたのですけれども、現状としては、太陽光発電については撤去する費用をあらかじめ積立てをする制度の制度化を進めている状況なのです。なので、太陽光については、そういった場合には、撤去費用が積立てされるので、そういった費用を使って撤去されるということで、2022年度の制度化を目標に進めているということなのですけれども、風力発電のほうについてはどうかということで伺ったのですけれども、可能性はあるけれども、現在は未定の状況だということでございます。

磯野副委員長 その辺が皆さん一番気になるところで、宮坂の問題もそうでしたけれども、危険だ、危険だと住民から苦情が来ても、結局相手がない、法人もない、手もつけられない。しかもこれを見ると、既にできてしまったものに対しては適用しないということになっているので、立ってしまったものはそのままということになるのだらうと思うのです。今太陽光の話はしていましたがけれども、積立ての部分というのはこれから国のほうでもできるのでしょうかけれども、現状あるものに対しては適用しないですね。積立て云々という話は。太陽光、既に羽幌にありますよね。設置基準に対しては適用しないということなので、既にできてしまっているということなので、その辺はどう考えていますか。

佐々木係長 既に設置している風車については適用できないということです。

磯野副委員長 その辺が一番気になっているところで、いろんな会社が出て、前のときも論議になりましたけれども、当時はこぞって手を挙げて風力発電に進出してきたものが、国の買取り価格も当初40円台だったものが20円台になって、撤廃されると7円台ぐらいだろうと。そうすると、今やって

いる人たちがそのままできるなんて難しいのではないかなと思っています。そういう中で、6番目の勧告、命令についてなのですけれども、指導に従わなかった場合は勧告する。それができなければ係るべき措置を取るべく命ずることができる。従わなかった者に対しては公表する。これすらも公表していいですよと言った場合には、撤去しろという法的なルールは何もないということですか。

佐々木係長      それ以上の罰則といますか、そういったものはないです。

磯野副委員長    立てる分にはどうぞ、どうぞという話なのですけれども、土地も個人の土地ですから売買も自由、商売も自由なのでしょうけれども、町民が一番気になるのは、当初は基準どおりだったのだけれども、だんだん、だんだん周りの住民から苦情が出てきたときに、これは駄目ですよ、しかも条例には抵触しますよ、勧告しました、命じました、それでも駄目なら公表しますで終わりであれば、条例をつくったって、相手が従わなかったら何の意味もないということになるのでないかと思うのですけれども、そうはなりませんか。町が勧告すれば改善してくれるという、それは町側の勝手な思いではないのでしょうか。違いますか。

逢坂委員長      暫時休憩します。

(休憩 14:28～14:28)

逢坂委員長      休憩前に引き続き会議を再開します。

清水課長          磯野副委員長おっしゃっていることはごもつともで、その辺が町民の皆様が一番心配する部分かなと思いますが、施行前に建設された設備につきましては適用できないという大前提があります。これ以上増やさないためにという、そういったニュアンスで条例を制定しようという趣旨ですので、そういったことで理解いただければと思います。

磯野副委員長    行政としてはとことんまでやれないということは十分理解はするのですけれども、太陽光にしても基準に沿って何百メートル離れてどうのこう



のとなるのですけれども、今起きている問題というのは、設置基準は満たして造ったけれども、いざ造ってみたら反射光が隣の住宅に入ってきて日中暑くていられないだとか、できてしまっからいろんな問題が出てきたりするのですけれども、その辺のところの対応策というのは考えていらっしゃいますか。

佐々木係長      お答えします。

反射光もそうですけれども、それ以外の騒音ですとか低周波音、それらにつきましても、環境基準ですとかそういったもので定め、基準があるものにつきましては、条例制定前から立っていたものに対しても適用できるということですので、基準に反するものがあれば、命令なりというところで対応は可能ということですよ。

磯野副委員長   もう一点、3番の設置場所に関して、近隣住民等及び猛禽類に影響がなくとあるのですけれども、設置申請が出た段階で猛禽類の繁殖状況を調査したものを出せということなのではないでしょうか。例をいうと、北電なんかで山の中に送電線を立てるときは徹底的な猛禽類の調査をするのです。どのぐらいすんでいて、巣がどのぐらいあって、それを調査資料としてまず出すのです。そういうことという意味なのではないかという話です。

清水課長        お答えいたします。

そういうことではなくて、海岸からの距離、全高13メートル以上の設備は300メートル以上海岸から離してください。それはどうしてですかとなりますと、猛禽類に影響が出ないようにですという、そういう意味です。ですから、調査結果とかを求めるものではございません。

森 議 長        これから話をする前提のために数字の確認をしたいと思います。2番の町内の再生可能エネルギーの設置状況のところ、ガイドライン策定後29基のうち違反22基ということですが、その頃の議論としては、これから立つのだけれども既に申込み等があつて、違反の状態だけれども町が許可したとか、ひどい場合には町有地を売ってしまったとか、そういう実態があつたと思います。今回発表の策定後29基のうち違反22基というのは、ガイドラインに対して連絡の義務があつたと思うのです。

けれども、そういうものも一切なく、極端な言い方をすると勝手に立ててしまったものなのではないでしょうか。その他、それについての説明があれば教えてください。

佐々木係長

お答えします。

違反の22基につきましては、届出があったものもありますし、なかったものもあるのですけれども、ガイドラインで規定はしていますが義務ではないということで、全部が全部届出は出していないということなので、あくまでも策定後29基のうち違反22基というのは、目視で現場と図面上で確認した数値ということなのです。

森 議長

ガイドラインで確認すれば、そんな存在は知らなかったとかいろんなことが言えるかもしれませんが、専門職としてこういう事業を進めているところというのは、事前にそういうことを調べたりして、それに沿った形で事業を進めるのはやっていることかなと思います。そういうことを全くしないで、黙って勝手に立ててしまっているというところは、その会社自体、信頼に値することができない会社が相当含まれているのではないかと。ガイドライン策定前の話ですけれども、一時期担当課が、今のメンバーとは違いますけれども、どういう会社が申し込んでいるのだという一覧表を議会に見せたことがあるのです。その中の何社かは、羽幌の町の中の何条何丁目何番地まで出ていて、ここに会社がありますというような届出を出していたのですけれども、実態は、羽幌住民ですからみんな分かっていますけれども、そこにそんな会社は全くない。要するに幽霊会社に近いような形のものがあって、その名前で会社の登記をして申請を出しているというところがありました。

今後これを仮に条例化した場合も、条例であっても全く勝手に立ててしまう、できてから目視で調べて、また増えたわというようなことでは本来の目的が、今後のためにもいけないと思います。その防止のために、まず第1点としては、立てる会社に対して一定の基準を設ける必要があるのではないかと。全く営業実績も何もない、ましてや事務所も何もないところの登記、設立半年ですとか1か月ですというところというのは一般常識として普通の会社ではないので、条例をつくる場合には、許可を出す相手の会社に対して一定の基準を設ける必要があると思います。そ

の辺について検討したのかどうか、検討しているのであれば、どういう形で今回の条例案に盛り込まなかったのかということをお答えしてください。

清水課長 前回、去年の3月の常任委員会の際にも森議長のほうからそういった質問をいただきました。いろいろ考えていたのですが、判断基準というのが、ここからここはよくて、ここからここは駄目という、どこを境にという部分が難しく、今回の制定のときにこうしようという下案というか、その辺を生み出せなかったものですから、今回は規定しない方向でいこうかなというふうに考えております。

森 議長 全然このこととは別に、一定の融資なんかを受ける場合も、設立1年後とか、営業実態があるとかないとか、基準は必ずいろんな部分で設けるのです。そうしないと、不正の温床というか、最初から不正をやる気なのです、そういうところは。さっきも言った例として、実際にありもしない土地と地番に会社がありますということを出してくるところは、それ自体、違法行為をしていることを自分から暴露しながらさらに事業を進めているということですから、先行事例の中に、会社設立から何年だとか、営業実績があるだとか、そういうものはやりようがあるのではないかと思います。

3月定例会までということですので時間はないのかもしれませんが、これから国も改めて再生可能エネルギーについてはさらに力を入れるということが明確になっていますので、同じ問題はあちこちでできるし、後から追加してもいいのですけれども、最初の段階で、自分たちで考えるのは難しいと思います。先行事例の中を一生懸命探したり、道のほうはあまり関わっていないのかもしれないですけれども、国のほうに問合せをして、こういう問題があって、それに対してどういうふうに設置しているかということをお調べすることはできないかと思っておりますけれども、その辺については調べたこともないということでもいいのでしょうか。

清水課長 条例制定に当たって、よその町村の先進事例ですとかそういったものはかなり見て調べてきたのですけれども、そういった規定というのは特段

なかったです。今回も法人設立からの年数ですとか営業実態とか、そういった部分お話しいただきましたので、今まさに条例制定作業をやっている最中ですので、その辺も加味しながら検討していきたいなというふうに思います。

森 議 長           この件については加味していただけるということで、よろしく願いいたします。

改めて、先ほどの制定後も違反状態が出したということは、届出そのものが全くなかったということですが、仮にこれから条例ができて、知らないうちに立ててしまうということが、29分の22がそうだったということだと思っております。そういうことが起きるので、それを防止するためには、条例を持っていても事前に悪質業者が知らないうちに立ててしまうということも起きると思うので、それに対してどういう対応をしようという案を今持っていますでしょうか。

佐々木係長       お答えします。

資源エネルギー庁のホームページで認定を受けている事業者の一覧というのが出ていまして、そこには発電設備の所在地番も出ていますので、それを基に現地とその表と突き合わせて、条例制定時の現状を把握したいというふうに考えています。おおむね年に1度、雪の降る前には毎年、増減があるかどうかという部分を突き合わせたいというふうに考えています。

森 議 長           説明の意味が分からなかったので……

清水課長           すみません。違反があるという場合は、うちのほうから資源エネルギー庁、経済産業省のほうに連絡いたしまして、国のほうで設置する市町村の条例に反している場合だと認定の取消しをしていただけるということになっております。

森 議 長           最初の質問は、現実にはそっちのほうが多いぐらいですから、これから先仮に条例をつくっても、どんどん、どんどん気がついたときには立ってしまうという、そういう業者はあるのだと思います。その辺に対して町

側としては、どうそれを防止するのか。巡回して見るとかそういうことしかないのか、住民にそういうものがあつたら知らせてくれというようなやり方があるのかというようなことも含めた、届出がないのに立っているものに対して、町はそれを防ぐための方策を持っているのかというのが質問の意味でした。

併せて、後段のほうも非常に大事なことでありまして、先ほど勧告、命令、従わなかったらどうなるのだということ、それ以上は何もできませんということだったと思うのですが、今の清水課長の話というのは、そういうような実態が起きると、町はここまでしかできないけれども、国はもっとできるのですよというふうに捉えたのですが、それでいいのかどうか。その2点について改めて答弁をお願いします。まず1点目。

佐々木係長 先ほどの件ですけれども、立ってしまっていて、事業終了後に撤去をしないにつきましてはそれ以上のことはできないのですけれども……

逢坂委員長 休憩します。

(休憩 14:44~14:45)

逢坂委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

佐々木係長 事前に立てるのを防止するための方法ということだと思うのですが、まず資源エネルギー庁のほうで事業者として認定をする際に、町のほうで条例が制定されている場合はそういった旨を申請者に進言してもらえるということですので、羽幌町には条例があるので、そこをクリアしてくださいということと言えます。事前にとということであればその部分でしかないのですけれども、それ以降町として条例の段階で事前にというところは今のところ考えていないのですけれども、以上です。

森 議長 条例は申請しなさいよとなっているけれども、ガイドラインはお願いしますということだったのです。ただし、大本の資源エネルギー庁に、立てる場合には必ず申請を出さなければならないと。その了承を得

て動くのだという前提ですよね。そのことを言っているのだと思うのです。説明だと、会社をつくるときみたいな聞き方でなくて、立てるもの一基一基に対して資源エネルギー庁の許可を取らなければいけないのだよというふうに理解したいと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

佐々木係長　　そういう理解でよろしいです。

清水課長　　すみません。羽幌町の条例に反している発電設備があったとして、国のほうで市町村の条例に反しているものについては認定の取消しをしていただけるということになっております。

森 議 長　　そういう説明を受けたので、取消しをした場合、国のほうで撤去命令とかそういうことも含めた、どういう動きになるのかなということが2点目という質問だったのです。すみません、分かりづらい言い方で。端的に言えばよかったですけれども、お願いします。

佐々木係長　　お答えします。  
いきなり国のほうで撤去命令ということにはならないのですけれども、今回の条例のように助言、指導、勧告等、そういった部分を経て、最終的に改善されない場合は認定の取消しということになります。

森 議 長　　認定の取消しということは、具体的にどういうことを国はできるのかとか、どういうふうになるのかということを知りたいということなのです。認定を取り消しても立てているということは、完全に国の命令に対して違反しているわけでしょう。認定を取り消しているのだから立てては駄目だという場合、国はどういうことができるのでしょうかと。もしくは町でもいいけれども、町は何もできないということなのだと思うのですけれども。

逢坂委員長　　暫時休憩します。

(休憩 14:50～14:51)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

清水課長 すみません。まず、場所の問題でいいますと、海岸から300メートルですとか、道路からの距離ですとか、そういったものに反している場合ですと設備そのものが違反しているわけですから、すぐ撤去してくださいということになると思うのです。ですけれども、騒音ですとか、悪臭ですとか、そういった問題ですと運転を止めるですとか、音を改善すればいいわけですから、そういった部分の改善命令ということになるろうかと思えます。

森 議 長 撤去できると明確に残ってしまうので、自分で聞いておきながら、これから先さっき言った条例の部分で、町としては最大命令までだと。直接的、具体的な罰則も含めたり、撤去命令はできないということだったと思います。その話の流れから、国のほうは羽幌町条例に違反しているということが分かったときに、最初に出した許可というのかな、それを撤回できることができる。その結果、撤回した場合、国はできたものを壊してやれるのではないかという話ですので、今日のところはそういう解釈ということで承っておきますけれども、気になるのは、本当にそういうのができるのかということのを改めて確認して、違ったら違ったら全然構いませんので、後で知らせてもらいたいですし、よろしく願いいたします。

清水課長 ただいま議長からそういうふうにおっしゃっていただきましたので、改めまして国のほうに確認させていただきます。今までの確認の中身でいきますと先ほどの答弁のとおりだと思っていたのですけれども、もしかしたら勘違いということもあるかも分かりませんので、もう一回再度確認しておきたいと思えます。

森 議 長 そこまで事前に調べていたのなら、私が余計なことを言っているだけだと思います。もし違ったらということでは構いませんけれども。話は一番先に戻るのですけれども、信頼に足らない会社がかなり入っている。先ほどから言っているように29のうち22とかそういうことですので、たまたまいろんな機会があつて佐々木係長に羽幌のある太陽光の会

社のお話をしている中に、よそから聞いたのですけれども、後で聞いたら全国でもトップクラスの太陽光の設備なり発電をしている会社だということが分かりまして、すごく安心感を持ちました。

繰り返しになりますけれども、実体がないような会社、これは必ず不正をやる前提だというぐらい決めつけてもいいのかなと思いますので、その辺を何らかの形で、検討しますということでしたのでしつこくて申し訳ありませんが、その辺のやり方をもうちょっと研究して、間に合うものであれば3月に間に合わせていただければいいし、間に合わなくてこれが遅れて、さらに不正なものが増えるということであれば、後日また追加、条例改正ということもできると思いますので、駄目押しの駄目押しみたいなことを延々と言って申し訳ありませんけれども、ぜひよろしくをお願いします。答弁は要らないです。

阿部委員 9番の報告及び検査で、事業者に対して発電設備の設置、管理及び運用に関し必要な報告を求めるほか、職員が発電設備の敷地に入り、検査もしくは関係者に質問ということですのでけれども、これは町職員がやるということによろしいのですよね。

佐々木係長 町職員で考えています。

阿部委員 町職員がやるということですので、そのときの検査というのは簡単なものになってしまうのか、専門的な部分まで調べるのか、その辺はどういった感じなのかお聞きしたいと思います。

佐々木係長 お答えします。  
まず、外観ですとかそういった部分を、目視で異常があるのかどうかというようところで検査をさせてもらいまして、騒音ですとか低周波音とかそういった部分であれば、簡単な計測器を用いた簡易的な調査ということを考えています。それで違反等があるような疑いがあれば、専門的な業者に依頼をしたいというふうに考えています。

阿部委員 そこで違反というか、問題が起きれば、先ほどの話にもなるのですけれども、撤去なりということになるということによろしいのかどうか、お



願います。

佐々木係長　　まず、指導、助言等から始まって命令、公表ということで、最終的に違反している部分であれば撤去のお願いはするという事です。

阿部委員　　既に立っている部分でいえば、違反しているところという設置場所の部分というのがほとんどだと思うのですが、設置場所は違反しているけれども、騒音とか低周波音、そういった部分はクリアされているのか、設置場所プラス設置基準も満たしていないところもあるのか、その辺数として分かれば教えていただきたいと思います。

佐々木係長　　現状では、設置基準を満たしているかどうかまでは把握していません。

阿部委員　　そういった設置基準等も、条例の6ページですか、点検等の実施ということでやっていくということによろしいのですよね。

佐々木係長　　まず、設置場所等につきましては、条例の施行段階で確認できますので、そこで確認していきたいというふうに思いますし、基準につきましても、違反が疑われるようなものがあれば、機器を使って簡易的に調査したいというふうに思います。

阿部委員　　設置場所については、5ページでしたか、適用されないのですが、設置基準については既に立っているものも適用ということになれば、その辺もしっかりやっていくことによって、国のほうに言ったりとかそういった流れになるのかもしれないのですが、想定できるということによろしいのかどうかお願いします。この検査をすることによって、ちゃんとしたものが立てられているのかどうかも分かるということによろしいのかどうかお願いします。

佐々木係長　　設置基準につきましては、測定等することで、その段階で基準を満たしているかどうかというのは分かりますので、その辺は把握できるというふうに考えています。

船本委員 今出されている条例、規則については、これから新規のもの、また既存の廃止するものを規則に載せてつくるということですから、今までのガイドラインであればお願いするだけで強制力も何もないわけですから、前の委員会で皆さんからきちんとしたほうがいいよというお話があって、今回出てきました。時間がかかったのも今聞いて理解はできるのですけれども、ちょっと時間がかかり過ぎたなという感じはあります。今後こういう条例、規則をつくって、今のところどのくらいの数の申請みたいなものがあるのか。ガイドラインでも事前に役場のほうと協議することになっていますよね。うわさでもいいですけれども、何件か申請があるということで条例をあれするのですか。

佐々木係長 お答えします。  
資源エネルギー庁のホームページで認可を受けた事業者の一覧が公表されていて、10月末現在ですけれども、91か所の申請がされているということで確認しています。

船本委員 91か所というのは、これから新規に立てるものと理解していいのですか。

佐々木係長 あくまでも認可を受けた場所として、91か所のうち既に立っているのが45基ということですので、46基の可能性はあるということです。

船本委員 既存の立っているものについては数字も全部出してもらったので、条例、規則をこれから生かすためにお聞きしたいと思うのですけれども、流れとしては、国となれば資源エネルギー庁に出すのですか。この申請のときに、羽幌町なら羽幌町に条例なりガイドラインがある場合は、それを添付しろということになっているのですか。

佐々木係長 国への申請の段階で、町の条例なりを提出しなさいということまではなっていないのですけれども、地域の法令等を遵守しなさいというような、自分でチェックする項目というか、そういったチェックシートを提出するようにはなっています。

船本委員 それだったら、国のほうから町のほうに連絡をしてもらえると、そう

というような形で流れをきちっとしておかなかつたら、素通りでいく人が出るような気がします。

それと、図面を見せてもらった段階では、私も農政にいた関係があるものですから、ほとんど農振の網がかぶっているのではないかなと。中には農地もあるかも知りません。これは分かりませんが、補助金の関係がありましたから大きく網をかぶせていますから、農振なり農地がかぶっていれば、それを外してからでなかつたら国に申請できないと思うのです。そのときには羽幌町の農業委員会なり農政課のほうに、外してくれ、外れるのか外れないのかという相談が来ると思うのです。それで書類が出た場合には農業委員会なり農政のほうで、振興局を通じるのかな、北海道へ行って、それから国に行くのかどうか分かりませんが、そんな流れかなと。あとは内部の問題で、昔も連絡が来なかつたといってもめていたことがあったものですからお聞きするのですが、内部的に農業委員会、農政のほうから、そういう資料が来ているのだと。合議制か何かでもってどういう業者が立てるだとか許可が下りたとかというのはある程度押さえられるのではないかなと思うのですが、今まではどのような形であれしていたのですか。

佐々木係長　まず、国に対して町の条例があるかどうかということについてですけれども、国に対しては経産省のほうで連携をするということで話しておりまして、町の条例ができた場合には、羽幌町には条例があるので確認をしてくださいということで申請事業者のほうに言っていただけないということと前回協議をしたときに確認しております。農振の除外の関係につきましては、これまでは特段農政、農業委員会のほうで、農地から除外するということに対して課間でのやり取りというか、合議だとかそういった部分はしていません。

船本委員　それは内部的にできないのですか。

佐々木係長　できないことはないというふうに思います。

船本委員　できるのであれば内部的に、今はパソコンとかそういう中ですぐできるのだから、こういうあれが来ているという情報をもって、そうすれば

いろんなことも考えられると思うのです。これからはそういうような内部的な流れの中でお互いに協力しながら、違反的なものはどうするか、これは大変な問題だと思います。もう一点お聞きしますけれども、違反して、会社も何もなくなった。ほかの委員と重複するかも分かりませんが、そういうようなときには建築基準法に基づいてというようなのが出ていましたよね。これは町でもってやらなければならないのですか。危険なものが出たとした場合。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:08～15:08)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

清水課長 ただいまのご質問は、設置した業者がいなくなってしまったといいますか、法人を解体したですとか実体なくなった場合、最終的に町が解体するのかというようなご質問かなと思いますが、町内にあるビルですか、あれと同じような扱いになると思うので、それも含めて調査中というような回答しか今はできないのかなというふうに思います。

船本委員 できるだけ早く調査をしてもらって、違反がガイドラインの策定前、策定後あるわけですが、会社があるうちに違反のものはどうするのか、国と協議しなければならない部分もあるのかなど。国で許可しているわけですから。そんな形で違反の関係についても一件一件やらなければならない。非常に時間がかかると思うのです。そこら辺は羽幌町としてどのようにお考えになっていらっしゃるのですか。全然考えていないのですか。もし考えていなければ、3月、予算委員会で町長に質問します。現在分かる範囲で答えられれば。答えられなければ、それならそれで結構です。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:10～15:11)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

佐々木係長 お答えします。

現在違反状態にある事業者に対しましては、経産省、国のほうと連携をした中で、電子メールなのですけれども、違反している違反していないにかかわらず全事業者に対して、現在はガイドラインですので、羽幌町のガイドラインの基準を守るように呼びかけるなど過去にさせていただいておりますが、ガイドラインですので、国からも撤去ですとかそういった関係の部分について強くは言えていないというような状況です。

逢坂委員長 ほかに質問ございませんか。(なし。の声) なければ、私から1点だけ質問させていただきます。

私この件について一般質問をしまして、その中ではっきり答弁いただけなかったのは、ガイドラインから条例をつくってくださいということは私もそのときに言いました。今回条例が制定される、つくるということでございますが、ざっくりこれを見た感じの中では、目的の中で住民の安全、安心な生活環境を保つということなのだけれども、私が以前質問したときには、汐見の地区を走ってみると、ほとんど道路際に立っているという現状ですよ。あのときにも言ったのですけれども、万が一事故があったときに、町有地を貸したり、あるいは先ほども話が出ましたが、会社が幽霊会社だったとか、いろんな場合が想定されるのです。その補償をどうするかという部分について一般質問をさせていただいたのだけれども、条例の中でそういうものは組み込まれるのかどうか、補償みたいなのは全く入ってこないのか、あるいは業者に対して補償を求めようようなものは入るのかどうか、そこを確認したいと思います。

佐々木係長 事故等への補償に関する記載については、今のところ考えていないです。

逢坂委員長 であれば、事故があった場合は自分持ちということで、何人かの方に言われるのだけれども、乗用車で走ると風車が目の前に立っているのだけれども、落ちてきたらどうするのだとか、けがしたらどうするのだとかというような声もたくさん聞こえるのです。汐見地区に行くと。苫前と違うのはそういうところなのです。苫前も風車たくさんありますけれど

も、ずっと山の中なので、そういうところはないのかなという部分もあるし、特に築別から汐見にかけては道路際に立ってしまったので、それが違反なのかどうか分かりませんが、万が一補償が全くないという町の答弁であれば、業者に何も言えないのかなと。条例をせっかくつくるのにそういうのも入れられないのかなという私の考えなのですが、それもできないということですかね。そういう解釈でいいですか。

佐々木係長 補償の件につきましては何もないといえますか、条例の中で補償の関係をうたっているのかどうかも含めて検討させていただきたいというふうに現状では思います。

逢坂委員長 せっかく強制力のある条例をつくるわけですから、そういうことも含めてご検討願いたいと思います。

森 議長 国のほうで許可を出しているわけですから、国が許可を出すに当たっての、条例なのか何か分かりませんが、そういうものがあるはずなのです。大枠があって、足りない分、地域の実情に合った分を条例化して補完するということだと思うのです。私が言った、許可を出す際に会社としての実績だとかそういうものをやるというのは、国が許可する段階でそういうものを持っていれば、それに合致して出すということになると思いますので、機会があれば、国のほうの持っているもとの部分を把握した上で議論したほうが建設的かなと。そこが全然分からないで、地方自治体が条例をつくって、全てを責任持ってやるということは、ほかの実例としてもあまりないような気がしますので、今日は時間も経過しておりますので、次までに委員長のほうに、そういうことも含めた形の開催をいつかお願いするというところでよろしくお願ひしたいと思いません。行政側の答弁は要りません。

逢坂委員長 ただいま議長のほうからお話がありました。条例制定については、4月施行、公布の日からということなので、3月定例会になると4月になるのかなというふうに思うので、その辺も含めて検討するものは検討していただく、そして委員会もやりますので、資源エネルギー庁のガイドラインも出ていると思うので、指針とかあると思うので、そういうのも

含めてもう一回やりたいというふうに考えておりますので、よろしくお  
願いします。

それでは、1 番目につきましては終わりたいと思います。引き続き 2 番  
目の……（何事か呼ぶ者あり） 3 時25分まで休憩します。

（休憩 15:17～15:27）

逢坂委員長

それでは、休憩前に引き続きまして 2 のその他、離島税制の延長について、もう一つ、  
I P 電話の廃止について説明を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

担当課の清水課長、よろしくお願ひします。

## 2 その他

説 明 員 地域振興課 清水課長

清水課長 15:27～15:30

それでは、その他として 2 件ほど説明させていただきたいと思ひます。

1 件目は、本年 1 月に令和 3 年度の国土交通省税制改正につきまして通知があり、当  
町の関係分は令和元年12月定例会で制定させていただきました羽幌町離島振興対策実施  
地域における固定資産税の課税免除に関する条例を 2 年間延長するという内容でありま  
す。制度の概要につきましては、お配りしております資料 3、先ほどの資料の一番後ろ  
についていると思うのですけれども、資料 3 のとおりで、昨年度説明させていただきま  
したので詳細は省略させていただきますが、離島で一定条件以上の事業用資産を新設ま  
たは増設した場合の固定資産の優遇措置を講じるもので、改正内容は網かけをしており  
ます 2 の(2)、特別償却設備新增設の適用期間を 2 年間延長するというものになります。  
さきに国税であります法人税と所得税は延長が決定しております。道税であります不動  
産取得税と事業税の優遇措置も同時に 2 年間延長するものと思っております。

引き続きまして、2 件目なのですけれども、資料はございませんが、現在総務課のほ  
うで防災情報伝達システムを 4 月から供用開始できるよう整備を進めておひまして、先  
般離島地区で個別の端末を配布し、現在市街地区の説明会を実施しております。それ  
によりまして現行の離島地区の I P 電話を廃止することとなりますので、その条例であり  
ます羽幌町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を上程させて

いただきたいなというふうに考えております。

簡単ですが、説明は以上になります。

逢坂委員長

ありがとうございます。

ただいまのその他、離島税制の延長、それから I P 電話の廃止についてご質問があれば受けたいと思います。(なし。の声) それでは、ここの部分についての地域振興課の 2 点についてはこれで終了させていただきます。大変ご苦労さまでございます。

ここで担当課の入替えを行いますので、暫時休憩します。

(休憩 15:30~15:35)

逢坂委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、ただいまから商工観光課所管の商工業の現状についてと観光業の現状について説明を受けていきたいと思います。

それではまず、3 番目の商工業の現状について、担当課の高橋課長よりよろしくご説明お願いいたします。

### 3 商工業の現状について

説明員 商工観光課 高橋課長、高野係長

高橋課長 15:35~15:35

商工業の現状についてと観光業の現状についてということで、それぞれ各担当係長のほうから説明しますので、よろしくをお願いいたします。

高野係長 15:35~15:43

座って説明させていただきます。資料に沿って説明させていただきます。

1 番、雇用促進助成制度の活用状況について。雇用した事業主に対して、正社員36万円、常用パート12万円を、正社員は3年間、常用パートは1年間助成しております。平成27年度より障がい者要件の追加及び令和元年度より新卒者要件を追加しております。申請と交付状況でありますけれども、(1) 番、申請・交付状況(業種別)においては、



R 2年度、昨年度の指定件数は、建設業が3件、運輸業が1件の3社、4名となっております。年代別の交付・申請状況でありますけれども、(2)番のR 2年度のところですけれども、10代が2名、40代が1名、50代が1名ということになっております。次のページに移りまして、参考といたしまして正社員とパート別の交付状況ですけれども、R 2年度については4名全員が正社員という形で雇用されております。

次に、助成金の交付額ですけれども、3ページ目をお開きください。R 2年度の交付状況になりますけれども、正社員は3年間交付ということになりますので、平成29年からR 元年に指定した事業者に対して、36万円掛ける16名ということで576万円を助成金として交付しております。

次に、中小企業特別融資制度の利用状況についてとなります。利用状況につきましては、(1)番、総体でR 3年の1月末、先月末の状況ですけれども、運転資金で31件、1億4,508万3,000円となっております。設備資金につきましては9,370万7,000円という形になって、総額が2億3,879万円という形になっております。昨年4月から1月末までの新規の利用状況につきましては、昨年度、3年の1月末までにつきましては運転資金1件のみという形になっております。

次に、4ページに行ってください。3番、製造業の水道料金の補助制度になります。製造に要する水道1,000立方メートルを超える水量に対して、立方メートル当たり60円を補助しております。一番最後の行、R 2年度に関しましては、4事業者に対して総額233万1,000円を交付いたしております。

次に、4番、企業振興促進助成制度の活用状況になります。活用状況につきましては、(1)番、離島振興に対する補助につきまして、R 2年度、4事業者、総額781万円の事業費に対して、補助決定額は383万9,000円を補助しております。

5ページに移ります。(2)番、新規創業者に対する補助として、R 2年度につきましては2事業者に対して利子補給として6万6,000円を補助しております。継続分として6万6,000円を補助しております。

次に、(3)番、事業場の立地に対する助成として、R 2年度、1事業者、7,534万9,000円の投資額に対して1,000万円の補助決定をしております。

次に、6ページになります。(4)番、新商品・新サービスの開発事業になります。R 2年度につきましては活動実績がありませんでした。

(5)番、空き店舗に対する助成についても、R 2年度については実績はありませんでした。

5番、中小企業者の販路拡大事業制度の活用状況になります。こちらにつきましてもR 2年度については実績のほうはありません。

6番、六次産業化の促進事業の活用状況になります。こちらもR 2年度については実績のほうはありませんでした。

次のページに移りまして、7番、中小企業者の持続化支援事業の活用状況になります。こちらにつきましては、R2年度、1事業者に対して、喫煙ルームの設置ということで83万3,000円の事業費に対して27万7,000円を補助決定しております。

次に、8番、人材育成支援事業の活用状況になります。こちらについては、8ページに移っていただいて、R2年度なのですけれども、こちらの実績のほうはありませんでした。

9番、社宅建設促進支援事業補助金になります。こちらについてもR2年度については実績のほうはありませんでした。

10番、外国人技能実習生の受入支援事業について、R2年度については1事業者に対して3名に交付をしております。30万円掛ける3名で、補助決定額は90万円になっております。

以上です。

逢坂委員長

ありがとうございます。

それではまず、3番目の商工業の現状と対策について、補助金制度あるいは助成金制度の活用状況について説明を受けました。関連も含めて質問を受けたいと思いますので、何かあれば。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:43～16:18

阿部委員      まず、3ページの2、中小企業特別融資制度の利用状況についてお聞きしますけれども、先月末までで利用総額、利用率のほうですけれども、34%ということで、たしか平成26年度までは、時限でしたけれども、1%から上の部分を町のほうで利子を補給するという形でしたよね。26年度のときの利用率というのは、正確な情報というか、今手元にないのですけれども、かなりよかったのかなと何となく思うのですけれども、1%から2%によって利用率等はどのように変化していったのか、古いあれになりますけれども、もし分かれば教えていただきたいと思います。

逢坂委員長      暫時休憩します。

（休憩 15:45～15:45）

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

高野係長 申し訳ございません。その年度につきましては資料のほうを持ち合わせておりませんので、今この場で回答することはできません。

阿部委員 資料等がないということで、正確な数字等も出てこないのかなと思いますけれども、担当課の感覚として、1%から2%に変わったということで利子補給制度を使う人が減ったのか増えたのか、その辺の感覚というのはどのようにお持ちなのかお聞きしたいと思います。

高野係長 お答えいたします。  
年数ごとの件数に関しましては、特段件数自体はさほど変わらないのかなど。年度によっては確かに少ない年度もあるのですけれども、件数自体はさほど変わらなくて、今年度に関しましては34%と少ないのですけれども、例年50%を超えないぐらいの推移で今のところ運用しております。

阿部委員 自分も手元がないのであれですけれども、自分の感覚としては、融資総枠ですか、7億いっぱい使っていたのではないのかなというようなイメージもありましたので質問させてもらったのですけれども、今はコロナの関係でそちらのほうの融資制度等もありますけれども、制度を使う側に見れば、2%から上となると町の部分というのはかなりあれなのですけれども、できれば1%という声も商工業者さんのほうからは来ているのです。  
特に若い人たちなんかに見れば、設備の部分で大きな額の機械を入れ替える、借入れをして機械を購入するとなったときに利子補給制度、1%から上を見てくれるのか2%から上を見てくれるのかによって会社の持ち出しの負担という部分も変わってくるのです。その辺を今後見ていただきたいと思うのですけれども、この間コロナの交付金の関係で商工業のほうの利子補給は1%から上というふうになりましたけれども、利用率でいけば毎年50%前後ということですので、仮に2%から1%にした場合の想定する予算額というのはどのぐらいになるのか、はじいたことはあるのかどうなのか、急な質問であれなのですけれども、もし分

かれば。

高野係長 今のところ2%以内を超えるところがないものですから、1%を超えた部分の数字的なものは計算したことはありません。1%を超えた計算というのはしたことがないので、どの程度予算額が必要かというところはお出ししておりません。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:49～15:51)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

高野係長 今回のコロナの支援に関しましては2%以内全額を補助する予定でありますので、一概に1年間の利率1%以上ということで、半分にはならないかもしれないですけども、今回2%以内は現状530万程度を見ているので、その半分の250万程度になるかなというふうに考えております。

阿部委員 次年度の予算のほうもほぼ決まっている中で言うのはあれですけども、コロナが続くことによって、コロナのほうの融資制度等は国のほうとかでもやっていますけれども、町のほうとしても、今回は交付金の中でやりましたけれども、今後の状況を見ながら、利子補給制度も2%でなくて従前やっていた1%に戻す、そういった考えも持っていたきたいと思っておりますけれども、その辺改めてお願いしたいと思っております。

高橋課長 答えいたします。  
すぐすぐという話にはならないと思っておりますけれども、今コロナのほうの交付金で先ほど言ったように利子分全部見るよとかという話もありますので、コロナの交付金自体がこれからどうなるかというのを見ながら、うちのほうの今持っている制度の見直しも含めて、数字的なものも含めて検討していきたいなと思っております。

阿部委員 コロナの交付金が今後どうなるかということだけではなくて、一番初め

に言ったように、若い世代の方が新たに投資して商品を開発するとかと  
いったときには効果的な制度だと思しますので、交付金がなくても考え  
ていただきたいと思しますので、お願いいたします。すみません。もう  
ちょっと続けます。

6 ページの中小企業者等販路拡大事業制度の活用状況で、平成28年と29  
年度については、28年度は1 事業者、29年度は2 事業者が活用していま  
すけれども、平成30年度から使われていないのですが、これについて商  
工会のほうとも話をしたことがあるのですが、これについて商  
工会のほうとも話をしたことがあるのですが、道外の食品展示会  
等には平成30年度以降もいろいろな会社のほうが行っていると思います。  
そういった事業者さんが使ったのは、商工会のほうで伴走型の補助金が出  
て、そちらでやっているから町の支出している部分はないと思うので  
すけれども、商工会のほうで認定を受けた伴走型の中で、国のほうで出  
してもらっているから町のほうはどうか、両方出してもらえれば参加  
する人に見れば助かるのかなと思いますが、縛りとかそういうのは  
なく、町のほうも使ってもいいし、国のほうも使ってもいいしというの  
はどういったふうになっているのかお聞きしたいと思います。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:55～15:55)

逢坂委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

高野係長 お答えいたします。

販路拡大の補助金に関しましては、国・道、その他の団体からの補助、  
その他これに類する助成金を受ける場合においては、その補助金相当額  
は対象経費としないということになっていますので、それを除いた分が  
対象経費がまだ残っているようであれば、町の分も該当するかなという  
ふうになります。

阿部委員 そういったことですけれども、7 ページの持続化については、国の小規  
模事業者持続化補助金、上限50万、補助率3分の2の使い勝手のいい補  
助金なのですけれども、そちらと合わせてこれは使えるわけですね。

その辺の確認でもう一回。持続化のほうは使えるということでもいいのですよね。国と町の補助金。

高野係長           お答えいたします。  
持続化補助金に関しましては、商工会のほうで国の補助金、上限50万円だと思っておりますけれども、それを除いた分ではなくて、含めて町のほうの補助金も上限30万円まで該当すれば支給できるということになっております。

阿部委員           さっきの販路拡大のほうに戻るのですが、全てということではないですけれども、必要となる経費のうち、国のほうであって、残りの部分を事業者が負担するのではなくて、さらに3分の1でも2分の1でも町のほうで出してもらえることによって販路開拓にもなりますので、特に道外のほうに行くということですので、かなりの経費もかかりますので、今後考えていただきたいと思っておりますけれども、その辺改めてお願いします。

高野係長           お答えいたします。  
今回も販路拡大に関しましては事業者さんからの利用はなかったのですが、問合せのほうはありまして、コロナの関係で実現はしなかったのですが、そういうのを踏まえまして、阿部委員言われたように、ほかの補助も見まして、より使いやすいような要綱に検討していきたいなというふうに思っています。

阿部委員           すみません。次の7、持続化支援事業のほうなのですが、国のほうと町のほう両方使うことができ、利用した事業者さんは、自分も知っているところがあるのですが、助かったといった話を聞いています。国の持続化補助金については、今年その制度を使って、また来年度出たときも使えると。たしか何度でも使っていける内容だったと思うのです。補助金を使ってから10か月以上たっていればまた国に申請してもいいですよというような流れだったので、町の制度については、事業計画を策定しますよね。5年間の事業計画で、5年間は町でやっている中小企業持続化支援制度は使えなかったのかなと思うのです。

けれども、確認として、町のほうも国と同じように毎年申請できるものなのか、町独自の基準があるのか、その辺教えてもらいたいと思います。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 16:00～16:02)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

高野係長 お答えいたします。

うちのほうの補助に関しましては、阿部委員言いましたように、経営計画または事業承継計画の期間中は交付は1回限りという形になっておりますので、その期間中は同様に持続化の補助金は該当しないということになります。

阿部委員

その辺を国のほうと同じようにしていただきたいということなのです。先ほど質問した利子補給についても機械を入れ替えるとき、新しく買うときにとかという制度ですし、中小企業者持続化支援事業も自分の知っている同世代の人も結構使っていますので、こういった制度を活用して新しい商品を開発したりだとか担い手不足の部分をカバーしようとしていますので、羽幌町のほうも事業計画期間中は申請できないというのではなくて、こういった制度を使う場合は国の持続化補助金も使いながらという部分もありますので、毎年申請できるような形にさせていただいたら助かるなと思うのですけれども、その辺答弁いただければいいと思います。

高橋課長

お答えいたします。

先ほどと同じような答弁になりますけれども、すぐすぐには変えられないと思います。これをつくったときも、計画に沿って、その期間中ということをつくったものですので、今までの実績等も踏まえながら今後阿部委員が言われたように直せるかどうかというところ、予算の関係も出てきますので、その辺検討させていただきたいなと思っております。

船本委員 5 ページの事業場の立地に対する助成金の中で、令和2年度、太陽光発電で1,000万、補助金を出しているのですけれども、課が違うと言われればそれまでなののですけれども、分かれば教えていただきたいのですが、固定資産税というのは入るのですか。入るのであれば年間どのくらい入るものなのか、もし分かれば教えてください。

高野係長 お答えいたします。  
固定資産税に関しては、まだはっきりとした金額というのは出てきていないのですけれども、設置してから3年間免除という形になりますので、4年後から固定資産税については納付していただくという形になっておりまして、金額については今のところ把握しておりません。

船本委員 固定資産税の該当にはなるのですか。それは間違いないのですか。固定資産税に該当するということは。

高野係長 太陽光発電は償却資産税のほうの対象なので、固定資産税の対象になります。

森 議 長 固定資産税の免除は明確に覚えていたのですが、補助決定というところで1,000万というのは記憶がなくて、改めて考えると、なぜ太陽光に対して1,000万入れる状況にあるのか。雇用につながるわけでもなければ、地域にとって何のメリットがあるのかというのが分からないものに対して多額な補助をしていると。もともとエネルギー云々のものについてあったのかどうかも記憶がないので、担当課のほうで整理して、事業場の立地に対する助成の制度と、どういう形で太陽光発電に合致して1,000万も施行しているのかということをご説明をお願いします。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 16:07~16:07)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。



高野係長           お答えいたします。  
太陽光の補助につきましては、羽幌町の企業振興促進条例に基づいて支給を決定しております。促進条例の第2条、事業場に供される施設の中で新エネルギー供給業、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスをエネルギー源として発電事業を行う事業者に対して補助するということができるというふうになっておりますので、それに基づいて交付決定をしております。

森 議 長           当然議会も通しているのですけれども、最初からあったものではないと思うのです。いわゆる自然エネルギーというのがあれで。先ほどの繰り返しになりますけれども、どう考えても地域にとってプラスというのがほとんどない状況なのに、わざわざ新規、加えていったということが理解できないので、つくったときは担当でもないでしょうから、担当として、今回の場合、こういう形で身銭を1,000万切っても誘致する意味というのはどこにあると思いますか。誘致というか、計画してきたものに対してお金を出す意味というのは。

高橋課長           お答えいたします。  
これに関しましては途中から入れたと思うのですけれども、国のほうの新エネルギーの推進ということで、その段階で入れていると思います。当時の計算としては、さっき言ったように固定資産税等々が見込めるといふ部分、大きい施設になりますので、3年間免除してもそれ以降固定資産税については定期的に入ってくるだろうという計算はしていたという記憶がございます。また、ものを造ることによって、今回は太陽光ということなので、羽幌町で雇用というか、管理という部分で雇入れできるよという部分が最初の段階で話があったみたいなのですけれども、雇用と固定資産税ということで、長い目で見ての話だと思うのですけれども、一番先にこれを入れたのは、国のほうの新エネルギーということで推奨しなさいよということで、羽幌町としても入れたという記憶がございます。

森 議 長           政策推進ですので、個別のことは商工観光のほうでどういうことを把握しているか分かりませんが、やることによつての弊害みたいなもの

のが近所も含めていろいろ起きている部分もあります。法的に触れているとかそういう意味ではなくて、あそこにある中で近隣住民の部分では問題もありますし、そういう説明を聞いても、固定資産税がどの程度かということが分からない中で、結構大きいですよ。ほかの補助、羽幌はあまりない中で1,000万ぼんと出すというのは大きいので、国のほうで進めたときに補助裏みたいな形で特交なりなんなりで埋めているというような事実があるのであれば教えてください。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 16:11～16:11)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

高橋課長 お答えいたします。  
今数字的なものがないのでお答えできないのですが、新エネルギーというのは今回初めてなもので、ほかのものに関してはあるのですが、新エネルギーで1,000万というのは去年から話して今年の補助ということで、これがどう使われるのかというのはうちのほうでも見てみないとというところで、今すぐにはお答えできません。

森 議長 国が推進することによってこういう補助になっているときに違う形で、特交しか考えられないですが、一般の交付税には無理だと思うので、そういうのが入ってくるかどうかというのは、財務課も忙しいでしょうから、少し余裕あるときに調べてもらいたいと思いますし、先ほど雇用があって、それがプラスであるということで、雇用の実態があるのか。今、周りから聞こえてきているのは、草刈りもしていないし、川のところもそのまま、崖が崩れても放置しているとか、先ほども言いましたけれども、法に触れているような悪環境、草刈りが義務づけられているわけでもないでしょうから、ひよっとしたら雇用というのも定期的な雇用があるかどうか分かりませんので、先ほどほかのほうの話もありましたけれども、限られた財源の中で1,000万とか、こういうのがどんどん続いていくと、簡単に言うとあまり地域にもつたいないものに出す

必要はないなと思いますので、検討課題という形で今の意見も参考にしてもらえればなと思います。

続けて、阿部委員の繰り返しになりますけれども、利子補給の件です。先ほど数字がないと言っていましたけれども、1%の時代の3億は毎年上限を超えて、7億であれば100%超えているような状態というのが続いていたと思います。2%になって徐々に減ってきているのは、金額もそうですけれども、件数もそうだと思います。実態としては、金融機関から直接借りる場合プロパーという言い方をしますけれども、相手の言ったものに2%ということはなくて、それ以上安い金利で借りれる状況があります。それから、先ほど阿部委員が触れていましたけれども、コロナ関係のところは、1年間のうち1か月だけでも15%売上げが減ったところに関しては、最大3年間返済免除で、かつ返済によつての条件が変わりますけれども、1%と1.2%ということですから、これから先数年はほとんど借りる人間が出てこない。今年は今まで借りているものに対して2%をゼロにするということなので、新規については当然2%ということであるので、確認します。

高野係長

お答えいたします。

令和3年度に関しましては、例年どおり、年2%を超えた分の利子補給と保証料の補給という形になっております。

森 議長

昨年度分について棒引きゼロにしますよということだと思います。そうなると、制度そのものの利用がなくなるということであれば、予算をつけている意味もないと思います。先ほど推定ですけれどもということでは二百何十万と言っていました、過去は七、八百万だったのです。どんどん、どんどん増えていって、このままいくと1%を維持したら1,000万を超えるということがあって、財政上厳しいということで2%に上げたという経緯があります。ただし、先ほども言いましたけれども、1つの例ですけれども、一月15%減ったところに関して借りられますので、15%までいっていないところは使えないということと、2%で生き残っていた要素というのは、町が保証人になっているわけではないのですけれども、保証協会分も持ってくれているという中で、金融機関のプロパーで、借手と貸手というのは、何と表現したらいいのかわかりませんけ

れども、力関係というか、安全性とかということで、2%で保証協会分を見てくれているというのは、今の時代に合わないぐらい魅力のないものなのですけれども、それでもそこしか行くところがないというのがあるのです。これを完全に無くしてプロパーで借りると、今でも2.何%くれとか3%くれとか、保証協会分は別ですよというのがどうしても残るのです。

だから、表現が難しいのですけれども、乱暴な言い方をすると、安定していないとか、力がないとか、創業して間もないとか、そういうところに関してはここに頼ってくる部分があるので、仮に今年ゼロになっても、なくすことはしないでほしいですし、来年に向けてさらに利用者が減るのであれば、金利自体が最低ランクですから、金融機関との契約も、実態からすると町の契約自体2%ですよ。金融機関はプロパーでは2%を切って貸している場合もあるわけですから、そこも見直しすると、来年度の課題ということに、今年は予算つけていますから、今から組替えてどうのこうのなんていうと予算そのものを変えていかなければならないのでそこまでは言いませんけれども、推移を見ながら1年かけて、次年度に向けてそういうことも加味しながら検討していただきたいと思います。予算もつけているのにそれ以上の答弁は難しいと思いますので、答弁は結構です。

逢坂委員長      それでは、ほかにございませぬか。(なし。の声) ないようですので、商工業の現状についてはこれで終了させていただきます。  
次に、観光業の現状について、はぼろ温泉サンセットプラザの現状についての説明を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

#### 4 観光業の現状について

説明員 商工観光課 近藤係長

近藤係長 16:18~16:21

着座にて説明させていただきます。はぼろ温泉サンセットプラザの現状についてご説明させていただきます。資料については、資料1が入館者数・事業収入等実績、資料2が従業員数の推移となっております。

まず、資料1の入館者数・事業収入等実績についてご説明いたします。表は、上段が令和2年度、今年度で、下段が昨年度となっております。中間に前年比が掲載されております。入館者数につきましては、御覧のとおり、どの部門においても前年と比べ大きく減少しております。事業収入についても同様に大きく減少しているところであります。なお、客室料の収入については、Go To トラベルの影響等により料金単価が前年より上がっておりまして、宿泊客の減少率と客室料の減少率に差が出ているものと考えられます。

次に、自主事業収入についても軒並み前年より大きく減少しておりまして、特に宴会については宿泊宴会、日帰り宴会共に大きく減少しております。なお、宿泊の夕食についてはそれほど減少しておりませんが、これはGo To トラベルの影響により高単価のプランが選択されたことなどが大きいものと考えております。なお、5月6日から30日までは全館休館、9月1日からは軽食コーナーの休止がされております。

次に、資料2の従業員の推移についてですが、今年度の初めは総数で50名おりましたが、令和3年2月1日現在では38名となっております。減少した内訳といたしましては社員が3名減、パートが9名減となっており、観光閑散期においては現状の体制で運営を続ける予定となっております。

資料はありませんが、最後に施設管理についてですが、先日の補正予算により議決いただきましたとおり、温泉施設の各部において修繕を行っております。この影響により、来週22日から3月5日までの期間について、脱衣所設備の交換修繕を行うことから、1週目を女子風呂、2週目を男子浴場の順で工事を行う予定となっております。これにより、当期間は男女入替え制にして、片方の浴場のみでの運営という形になります。また、現在も停止しておりますジャグジーの浴槽につきましては、交換機の納品の関係から3月末に復旧する見込みとなっております。

はぼろ温泉サンセットプラザの現状についての説明は以上となります。

逢坂委員長

ありがとうございます。

それでは、何かあれば質問を受けたいと思います。何かありませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 16:21～16:35

森 議 長            今急に見たので数字の読み間違いもあるかも知れませんが、今の説明の中で具体的に言いますと、宴会収入なんかについては、1月とかという

のは昨年だと642万、今年は48万、そういう比較でいいのですか。

近藤係長      ご説明いたします。  
                         そのとおりでございます。

森 議 長      これは営業収入ですから売上げということで、直接関係ある部分の多くを占める部分として、従業員の推移ということが参考になりますよね。収益に関しては、従業員が50名から38名に減ったというところで、流動経費を下げる中である程度利益を確保していくという現状が想像されます。電気代だとかそういうものについても宴会がなければ多少は下がりますけれども、基本的にかかるものというのはかかると思います。通常企業からすると、ほかにも全体的に減っている中で宴会だけを捉えて、10分の1以下に売上げが落ちているということは致命的なことではないかなと思います。

そこで、単純に売上げ減、それからそれに伴う人件費、人の減で何とか進めている現状というのは決して、地域の雇用という部分を考えて場合、当町にはプラスにならないと思います。コロナ対策等の中でもここに対する様々な施策というのは今までもありましたし、今後についても予定されているやに思いますけれども、根本的にコロナ対策については利益に対しての補填はしないという原則なのだけれども、逆に赤字に対しての70%補助とかというのは、どう考えても利益を前提にしてやっているのかなと思いますけれども、地域の雇用確保という観点からすると、一定の雇用をしてもらいたいというところは総合的に考えていかなければならないと思います。その辺について改めて、数字の部分だけではなくて、課長のほうから現状の問題点と、これから先に対して町側としてどういう関わり合いを持って進めていきたいということがあれば、質問とさせていただきます。

高橋課長      お答えいたします。

人員に関しましては、議長おっしゃっているとおり、今のままではいけないと思っております。Go To の影響もあって、12月ぐらいまでは客室利用料も多かったのですが、1月以降は閑散期ということもありまして予約状況も少ないという部分で、今の人数で足りていると

いう部分が正直あります。2月、3月に関しましても、数字を見ていただければ分かるのですけれども、入浴のほうも減っているという部分で、工事が入ればこれも減るということで、ホテル側のほうと協議はしているのですけれども、アフターコロナという部分で観光客が戻ってくるというところを目指しながら人も増やしていきたいなという話はしております。うちのほうとしても、前から言っているとおりになるのですけれども、状況を見ながら、それぞれでできる支援をしていきたいと考えております。

阿部委員 議長がほとんどあれなのですけれども、コロナの影響で指定管理事業者さんが困っている中で、今年度町なかでうわさで出てきたのは、次年度以降どうなるのかといった心配の声がありましたけれども、その辺については指定管理事業者のほうと、いろいろな支援も町のほうでしてありますけれども、話し合いはされていて、今後も継続してやっていただけるのか、その辺教えていただきたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。  
この件に関しましては、去年、コロナのときからホテル側と協議はしているのですけれども、ホテル側のほうとしても今後が見えない状況でいろいろな要望はいただくのですけれども、1つずつ内部で協議しながら、ホテル側と協議しながら、今後どうするという事は継続して行っております。

阿部委員 自分は12月に一般質問のほうでもしてしまして、課長のほうからも同様の答弁いただいています。指定管理事業者から出てくる意見が全てが全て町でできるということではないと思いますけれども、指定管理事業者との関係というのは信頼関係の部分が多いと思いますので、いい関係を築きながら次年度以降、まだ指定管理の期間は残っていますので、期間内は続けていただけるように今後も協議していただきたいと思っておりますけれども、その辺最後をお願いします。

高橋課長 お答えいたします。  
繰り返しになりますけれども、今後状況を見ながら、必要な支援等協議

していきたいなと思っております。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) 追加説明ありますか。それでは、担当課のほうから資料3について説明を受けたいと思います。

近藤係長 観光業の現状についてご説明していきます。資料3のほうになります。町内の宿泊動向について上半期の調査を行いましたので、その結果をご説明いたします。対象施設25件のうち19件から回答いただいたものの集計結果となっております。

宿泊者数については昨年と比較すると大きく減少しておりますが、内訳を見ますと観光での宿泊が半減しており、これが大きな要因となります。また、離島地区においては、コロナウイルスの影響により、ほぼ開けていないという施設も2件ありました。なお、今年度の訪日外国人の宿泊につきましてはゼロ名ということでした。

次に、委員会以降の観光振興事業の経過について説明いたします。オロロンラインプレゼンツ冬のるもい大物産展として12月17、18に予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により現地の出店は中止となりまして、オンラインでの通販での実施となりました。期間中の購入者には先着でノベルティグッズの進呈と留萌振興局での周知がありましたが、前年の販売実績との差がさほどなく、売上効果は薄かったのではないかと考えられます。

離島地区、離島観光誘客事業につきましては、観光事業者とオンライン商談を行っておりまして、2月5日、16日にそれぞれ1社と実施しております。合宿事業については、年末年始に2団体予定されておりましたが、新型コロナウイルスの影響によりまして中止となりました。現在は3月25日から3泊で19名が実施予定ですが、新型コロナウイルスの影響により中止となることも想定されます。

最後に、来年度になりますが、はぼろ甘エビまつりについては、イベント規模や開催方法の関係から3密を避けての開催は極めて困難であるということから実施しないこととなりましたので、報告します。

以上で説明を終わります。



- 逢坂委員長      ありがとうございます。  
宿泊関係の説明をただいま受けましたので、この関係について質問あれば受けたいと思います。何かございませんか。1点だけ確認。  
ミスマッチだと思うのですけれども、資料3、平成29年と令和2年度の宿泊者数（上半期）の数字が全ての月において同数なのだけれども、これはどういうことなのか、お答えできる範囲で。平成29年度と令和2年度の4月から9月までの合計欄、全く同じ数字なのだけれども、単なる間違いなのかどうか、それを確認したいと思います。
- 近藤係長          ご説明いたします。  
平成29年の全体の数字に誤りがあります。令和2年度と同数になっているのは誤りで打ち込んだものと思われますので、後ほど修正したものをお渡ししたいと思います。
- 逢坂委員長      分かりました。確認だけなので、よろしくお願いします。
- 森 議 長          先ほど観光含めて7,000人ですか、減っているということなのですからけれども、にわかには時間がなくて計算できなかったのですが、ホテルのほうでかなり減っていると思います。地元で幾ら減っていて、天売で幾ら減っていて、焼尻で幾ら減っているというようなことは今後の政策等にも大事な数字になるかと思しますので、今分かれば教えてください。分からなかったら後ほどということ結構です。
- 近藤係長          離島、市街地の地区につきましては、資料3、裏面を御覧ください。裏面の中で市街地区、焼尻地区、天売地区それぞれに分けて記載しておりますので、ご確認願います。
- 森 議 長          トータルで7,000の中の、観光でいえば羽幌地区が4,000人で、焼尻が1,000人で、天売が2,000人ということですね。そうだと思います。大体7,000になるので。観光というのは、どういう区分けでどういう調査をしているのですか。
- 近藤係長          こちらのほうは、厳密に一人一人聞いているわけではなく、宿泊事業者

の方に、つけている人は正確な数字を書いてくるのですけれども、おおむねこれぐらいという割合を出していただいて、そこから全宿泊者数を割り振りして算出しております。

森 議長 実際にはそのくらいしか難しいかなと思いますよね。その部分としてはおおむねというか。宿泊者数そのものは精度の高いものと考えていいのですか。

近藤係長 宿泊者数については精度は高いと考えております。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、本日の委員会はこれで全て終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでございました。